

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）概要

趣旨

- ・「子ども・子育て支援法」第62条第1項の規定により策定する都道府県計画
- ・国が定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等を定める
- ・「いわての子どもを健やかに育む条例」第3条の基本理念を基本的な考え方とする

1 区域の設定

市町村単位を1区域とし、全33区域とする。

2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (3歳以上・教育認定)	見込み量	3,745	3,566	3,359	3,178	3,017
	確保方策	8,009	7,845	7,704	7,568	7,479
2号認定 (3歳以上・保育認定)	見込み量	16,508	15,772	14,935	14,277	13,720
	確保方策	17,511	17,402	17,103	16,819	16,629
3号認定 (3歳未満・保育認定)	見込み量	11,601	11,227	10,056	10,827	10,629
	確保方策	13,495	13,513	13,407	13,314	13,227
計	見込み量	31,854	30,565	28,350	28,282	27,366
	確保方策	39,015	38,760	38,214	37,701	37,335

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029) 概要

3 放課後児童対策の推進

(1) 各年度における放課後児童健全育成事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその時期
(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(全学年)	15,355	15,118	14,871	14,512	14,159
確保方策	17,645	17,547	17,455	17,300	17,130

(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策

施設整備を支援するとともに、放課後児童支援員の確保を図るため認定資格研修の実施に取り組む。

(3) 福祉部局と教育委員会の連携

放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進する。

4 認定こども園の普及

(1) 県設定区域ごとの認定こども園の設置目標数及び設置時期
(単位:施設)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	時期未定	計
設置目標数	7	9	0	0	0	9	25

(2) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

- ・ 教育・保育及び市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブ、利用者支援事業、病児保育事業、産後ケア事業等)の量的拡充と質的改善を推進する。
- ・ 研修等により、幼稚園教諭、保育士等の専門性向上を図るとともに、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制の強化等に向けて、関係機関が連携する。

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）概要

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

6 実施者・従事者の確保及び資質向上

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により保育士を確保し、保育教諭の免許・資格の取得を促進するほか、キャリアアップ研修の実施による保育士の処遇改善支援、子育て支援員の育成、放課後児童支援員の資格取得のために必要な研修に取り組む。

(2) 資質向上のための講ずる措置

特定教育・保育施設に従事する者や放課後児童クラブの従事者等のための研修を実施する。

7 専門的な知識・技術を要する支援

8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、特定教育・保育情報及び特定教育保育施設設置者等経営情報について、県ホームページや国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じ公表する。

10 職業生活と家庭生活の両立

11 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

12 計画の点検及び評価

県は、各年度において、施策の実施状況について点検、評価し、その結果を公表する。

評価は、「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランで設定している指標により実施する。

次期アクションプランが作成された時点で、指標や目標値などを置き換える。